

本人通知制度をご利用ください

本人通知制度とは、本人の代理人や第三者からの請求により、戸籍謄・抄本や住民票の写し等（本籍の記載あり）を交付したときに、事前に登録をしている方にそのことをお知らせする制度です。

弁護士や司法書士等の資格を持つ方は、業務上依頼を受けた裁判や登記などの業務を行うために、第三者の住民票の写し等を戸籍法・住民基本台帳法に基づき、取得することができます。

しかし、探偵業者等から依頼を受けた司法書士・行政書士が虚偽の申請を行い、第三者の住民票の写し等を不正取得する事件が発生しました。このようなことから、取得の事実を事前に登録した本人に通知することにより、住民票の写し等の不正請求や不正取得による個人の権利侵害の防止を図るものです。

また、本人通知制度が周知

されることで、委任状偽造や不必要な身元調査等の未然防止につながります。

制度への登録は無料です。対象 本市に住民登録または本籍がある方

必要なもの

○本人が申請する場合

- ・本人通知制度事前登録申込書
- ・本人確認書類（運転免許証、パスポート、顔写真付き住民基本台帳カード等）

○代理人が申請する場合

- ・本人通知制度事前登録申込書
- ・委任状（法定代理人の場合には権限確認書類）
- ・代理人の本人確認書類

○郵送申請する場合

- ・本人通知制度事前登録申込書
- ・本人確認書類の写し（運転免許証の写し等）

- 申請・問合せ 市民課（総合窓口） 戸籍係（内線2669）／各総合支所市民課（菖蒲・内線125／栗橋・内線213／鷺宮・内線121）

5月3日の日曜開庁はお休みします

5月3日は、本庁舎の電気工事のため、本庁舎、各総合支所の日曜開庁業務、ふれあいセンター久喜・中央公民

館・森下公民館の証明書等発行業務をお休みします。問合せ 企画政策課企画政策係（内線2283）

年金コラム

就職、退職、結婚したときは年金の届け出が必要です

20歳から60歳になるまでの40年間は、国民年金に加入します。加入者（被保険者）は、職業などにより次の3種類に分かれます。

- ①第1号被保険者（農業、自営業、学生、アルバイト等）
- ②第2号被保険者（会社員や公務員等）
- ③第3号被保険者（会社員等に扶養されている配偶者）

就職、退職、結婚等により加入の種類が変わるときは、年金の届け出が必要です。届け出の際は、年金手帳や証明書等をご持参ください。

学生納付特例制度・若年者納付猶予制度

学生などで保険料の納付が困難な方には、本人の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。また、30歳未満の方で国民年金保険料の納付が困難な方にも、保険料全額の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」がありますので、必要な場合はご利用ください。

学生納付特例や若年者納付猶予制度の適用を受けていた期間の保険料については、そのままでは年金額に反映されませんが、追納することができます。

市民課（総合窓口） または各総合支所市民課

こんなとき	手続き	手続きに必要なもの	届け出先
20歳になったとき	国民年金加入手続き (第2号被保険者(厚生年金等) 加入中の方は除く)	年金事務所から送られている案内書	・第1号被保険者は市民課(総合窓口) または各総合支所市民課 ・第3号被保険者は配偶者の勤務先
会社等に就職したとき	第2号被保険者(厚生年金等) 加入の手続き	勤務先で確認してください	勤務先
会社等を退職したとき	国民年金(第1号被保険者) 加入の手続き	年金手帳、退職日の分かる証明書(離職票等)	市民課(総合窓口) または各総合支所市民課
配偶者(第2号被保険者)の扶養に入ったとき	第3号被保険者へ種別変更の手続き	配偶者の勤務先で確認してください	配偶者の勤務先
配偶者(第2号被保険者)の扶養からはずれたとき	第3号被保険者から第1号被保険者へ種別変更の手続き	年金手帳、扶養喪失日の分かる証明書(扶養喪失証明書等)	市民課(総合窓口) または各総合支所市民課

きますので、将来の年金額を確保するためにぜひ申し出てください。学生納付特例や若年者納付猶予制度を受けた年度から数えて10年間は追納することができません。

※第1号被保険者で学生納付特例を申請する場合は、学生証が必要です。
※制度の内容や手続きなど、詳しくはお問い合わせください。

問合せ 春日部年金事務所
☎048・737・711
2/市民課(総合窓口) 市民係(内線2663) /各総合支所市民課(菖蒲・内線121 /栗橋・内線215 /鷺宮・内線126)